選挙運動用自動車運送契約書

収 入

印 紙

　発注者（候補者名）　　　　　　　　　　を甲とし、請負者　　　　　　　　　　　　を乙として、甲乙両当事者間において、令和　年　月　日執行の　　　　　　　選挙における選挙運動用自動車の使用について、次のとおり運送契約を締結する。

　１　乙は、甲に対して、次に掲げる運送を行い、甲はこれに対して代金を支払うものとする。

ただし、乙は、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により川越町に帰属することとならない場合においては、条例の定める手続により、甲の支払うべき金額のうち条例の定める金額を川越町長に対し請求するものとする。

(1) 　車　　種

(2) 　登録番号

　２　運送（選挙運動用自動車の運送）期間は、令和　　年　　月　　日から令和　　年　　月　　日までとする。

　３　請負代金は、１日につき金　　　　　　　　　　　円(うち消費税及び地方消費税額

金　　　　　　　　　　円)とし、総額金　　　　　　　　　円とする。

　４　この契約に定めのない事項については、民法その他法令に従い、甲乙協議の上、別に決定する。

　この契約の証として本書２通を作成し、甲、乙それぞれ１通を保管する。

　　令和　　年　　月　 　日

　　　　　発注者　　　　　住所

　　　　　　　　　　　　　氏名（候補者）　　　　　　　　　　　　　　　　　印

　　　　　請負者　　　　　住所

　　　　　　　　　　　　　　　（名称及び代表者氏名）

　　　　　　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

備考

１　自動車の使用期間は、立候補の届出の日から選挙期日の前日までの間において運送する期間とすること。

　　したがって、立候補の届出前から賃貸借していても、この契約書にはその期間を含めないこと。

２　請負者が町長に対し請求する場合、請求書にはこの契約書に記された住所、氏名等を記載し、印鑑についても、この契約書に押印した印鑑を使用すること。

３　請負者が法人の場合は、法人印と代表者印の両方の印鑑を押印すること。

※条例･･･川越町議会議員及び川越町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例。